

# 令和元年度（2019年度）熊本県建設業者新分野等進出支援事業費

## 補助金交付要項（二次募集）

### （趣旨）

第1条 知事は、県内建設業者の経営基盤の強化を図るため、新分野等進出を計画又は実施する建設業者、建設業者のグループ及び知事が特に認める事業者（以下「建設業者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要項において「建設業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であって、建設業を事業として営み、熊本県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を熊本県知事又は国土交通大臣から受けているものをいう。

2 この要項において「建設業者のグループ」とは、建設業者が代表を務める複数の構成員からなるグループであって、構成員の総数のうちに建設業者が占める割合が2分の1以上であるものをいう。

3 この要項において「知事が特に認める事業者」とは、建設業者又は建設業者の役員が出資・設立する法人で知事が特に認めるものをいう。

4 この要項において「新分野等進出」とは、建設業者等が日本標準産業分類における分類項目を基準として、別に定める業種に進出すること（建設業及び建設業関連分野であっても、今後の成長が見込まれる建設業者等の収益の柱となり得る新規事業で、知事が特に認めるものに進出することを含む。）をいう。

ただし、進出先の業種については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく規制の対象とされるものを除く。

### （補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業並びに交付する補助金の額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

### （補助金の対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

(1) 建物、土地の不動産取得費（賃借の場合は補助の対象となる。)

- (2) 機械装置・工具取得費（賃借・リースの場合は補助の対象となる。）
- (3) パソコン及びその付属機器
- (4) 飲食代等の全ての食糧費
- (5) 建設業者等の人件費（補助対象経費で定める賃金・社会保険料を除く）、事務所賃借料・水道光熱水費等管理費及び通常の企業活動で経常的に係る経費
- (6) 事業中に発生した事故・災害処理のための経費
- (7) 国、県等の他の補助金の支給を受ける経費
- (8) CM制作及び放映料等に係る経費
- (9) その他、本事業の実施に関連性のない経費

（補助対象期間）

第5条 補助の対象となる事業の実施期間は、交付決定日から令和2年（2020年）3月11日までとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 決算報告書（貸借対照表、損益計算書）直近2期分（写し）
- (4) 定款（法人の場合）（写し）
- (5) 建設業者のグループが申請する場合は、構成員の住所、会社名、代表社名を記載した一覧及びグループを構成することが確認できる書類
- (6) 「知事が特に認める事業者」が申請する場合は、建設業者又は建設業者の役員の出資比率が確認できる書類

3 補助事業者は、規則第3条第1項の規定による申請をするに当たって、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請をしなければならない。

ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 第1項の申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、提出部数は1部とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額については、補助金等の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付すものとする。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 知事は、第6条第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額については、補助金等の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助対象事業の内容等の変更)

第9条 規則第7条第1項の補助対象事業の内容等の変更事由は、補助対象経費の20パーセントを超える増減とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助対象事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更決定通知書(別記第6号様式)により、補助金の額に変更が生じないときは変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 規則第11条の状況報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 第1項の状況報告書の提出期限は、令和元年(2019年)12月18日とし、その提出部数は、1部とする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書 別記第10号様式

(2) 収支精算書 別記第3号様式

(3) 事業実施写真

(4) 補助事業の実施を証する書類(契約書、請書、領収書等)の写

し

(5) その他必要と認められる書類

- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、令和2年(2020年)3月18日とし、その提出部数は、1部とする。
- 4 第1項の実績報告書の提出に当って、補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記11号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

- 第14条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求書は、別記第12号様式によるものとする。
- 2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、概算払請求書(別記第13号様式)によるものとし、概算払内訳明細書を添付しなければならない。

(補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金等の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別記第14号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税相当額の全部又は一部の返還を命ずる。

(証拠書類の保管期間)

第16条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

(雑則)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和元年(2019年)8月13日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業

事業区分	事業名	事業内容	補助率 (補助金額)	備考
マーケットイン・技術習得型	マーケティング事業	新分野等進出分野の検討や消費者ニーズを把握するため、専門家の指導や助言を受け計画策定等を行う事業	10分の10以内 (300千円以内とする。)	マーケットイン・技術習得型と販路開拓・情報発信型を併せて申請する場合  マーケットイン・技術習得型の補助率は10分の10以内、販路開拓・情報発信型の補助率は3分の1以内(補助限度額は1,300千円以内)
	技術習得事業	先進的な取組みの視察、新分野等進出に必要な知識や技能等を修得するための研修会等への参加及び高度な知識や技能を有する者を雇用することにより技術力の向上を図る事業		
	試作品開発事業	試作品の開発、新技術・新サービスの研究開発を行う事業		
	小規模・試験的事業	事業の検証のための小規模・試験的な事業実施に必要な施設、設備等の確保(原則としてリース、賃借に限る。)、原材料の購入等を行う事業		
販路開拓・情報発信型	販路開拓事業	展示会出展、カタログ・チラシ・パンフレット・ホームページの作成、各種媒体への広告作成・掲載、イベント運営、SNS(ツイッター、フェイスブック等)の活用により情報発信を行う事業	3分の1以内 (1,000千円以内)	

